

指定生活介護事業重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等」の従業者、事業者の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

事業者名称	一般財団法人信貴山病院
代表者氏名	代表理事 竹林 由浩
本社所在地 (連絡先)	奈良県生駒郡三郷町勢野北 4-13-1
設立年月日	2013年4月1日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスはあとの杜しぎさん
指定 事業所 番号	2910500574 号
指定年月日	2022年4月1日
事業所所在地	奈良県生駒郡三郷町勢野北 4-3-2
連絡先	0745-33-5700
事業所の通常 の事業実施地域	三郷町、王寺町、斑鳩町、平群町、上牧町、安堵町、河合町
利用定員	指定通所介護 15名 指定生活介護 5名 計 20名

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	一般財団法人信貴山病院が行う指定生活介護の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が協力し、利用者に対し適切なサービスを提供することを目的とする
運営方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努める

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日【ただし国民の祝日、年末年始（12/31～1/3）を除く】
営業時間	午前8時30分～午後5時まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時45分

3 サービスの主たる対象者

サービス種別	サービスの主たる対象者
入浴・排泄・食事等の介護	精神障害者
創作的活動及び生産活動の機会の提供	精神障害者
その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助	精神障害者

4 サービス提供を行う施設の設備等について

主な設備

設備の種類	部屋数	備考
調理作業室	1室	厨房
静養室	1室	和室
相談室	1室	
洗面所	2か所	
便所	5か所	
多目的室	1室	
浴室	1室	
事務室	1室	

5 サービス提供を行う職員体制

(1) 職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
介 護 職 員	個別支援計画に基づき、利用者の日常生活における生活指導を行うとともに利用者の心身の特性に応じた訓練を行う。
看 護 職 員	医師の指導のもと、通所者の健康管理、保健衛生、医療看護及び介護等についての全ての業務にあたる。

(2) 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤	
		専 従	兼 務	専 従	兼 務
管 理 者	1		1		
介 護 職 員	4	1	1	2	
看 護 職 員	2		1		1
機 能 訓 練 指 導 員	2		1		1

6 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サ ー ビ ス の 種 類	サ ー ビ ス の 内 容
食 事 の 提 供	利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事の提供と支援を行います。
入 浴	希望があれば、入浴について必要に応じて介助や確認を行います。
身 体 等 の 介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
創 作 的 活 動	軽作業等の創作的活動の機会を提供します。
身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援	身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するための訓練等を行います。
生 活 相 談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健 康 管 理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送 迎 サ ー ビ ス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。

(2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料金が発生します。

利用者負担は、原則利用料金の1割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

内 容	料 金
共生型生活介護（1割負担分）	1日につき 709円

7 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	1日につき 100円
日用品費の実費	実費相当額
食事の提供に係る費用	昼食1食あたり 500円
	おやつ代 100円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

8 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月20日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、翌々月の1日に指定口座から引き落としさせていただきます。

9 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 生活介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「生活介護計画」を作成します。作成した「生活介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願い

します。

(3) 生活介護計画の変更等

「生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

○虐待防止責任者： 管理者 田中 海人

11 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- (1) 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (2) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します

12 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

13 苦情解決の体制及び手順

(1) 事業者の苦情・相談受付窓口

提供した指定生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

14 相談・苦情窓口

- (1) 相談や苦情などございましたら、はあとの杜の窓口まで遠慮なくお申し出ください

はあとの杜 苦情対応担当 管理者 田中 海人
電話 0745-33-5700
FAX 0745-33-7878

- (2) 当施設以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ① 利用者の居住地市町村の担当課
- ② 奈良県社会福祉協議会 電話 0744-29-0100

サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	奈良県生駒郡三郷町勢野北 4-13-1	
	法人名	一般財団法人信貴山病院	
	代表者名	代表理事 竹林 由浩	印
	事業所名	デイサービスはあとの杜しぎさん	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	印